

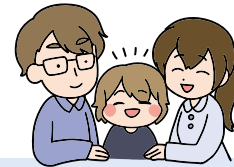
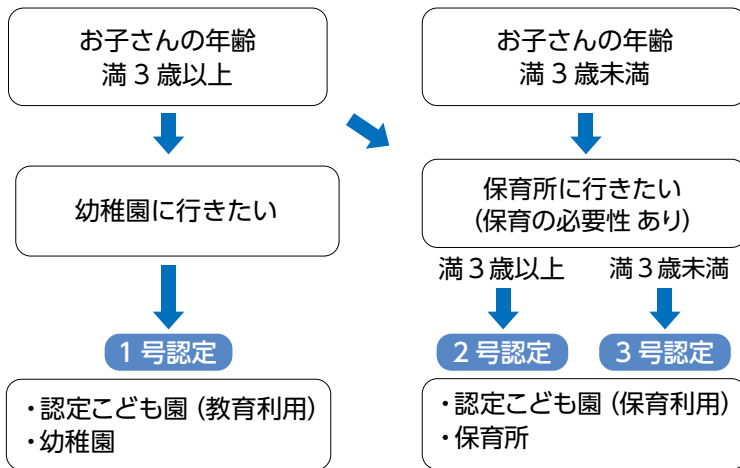
Wide Information  
お知らせワイド版

保育所・認定こども園などの利用手続き

幼児課 ☎ 829-1142

まずは認定区分を確認

幼稚園・保育所・認定こども園を利用する場合には、お子さんの年齢や保育の必要性に応じ、市の認定を受ける必要があります。認定には3つの区分があります。

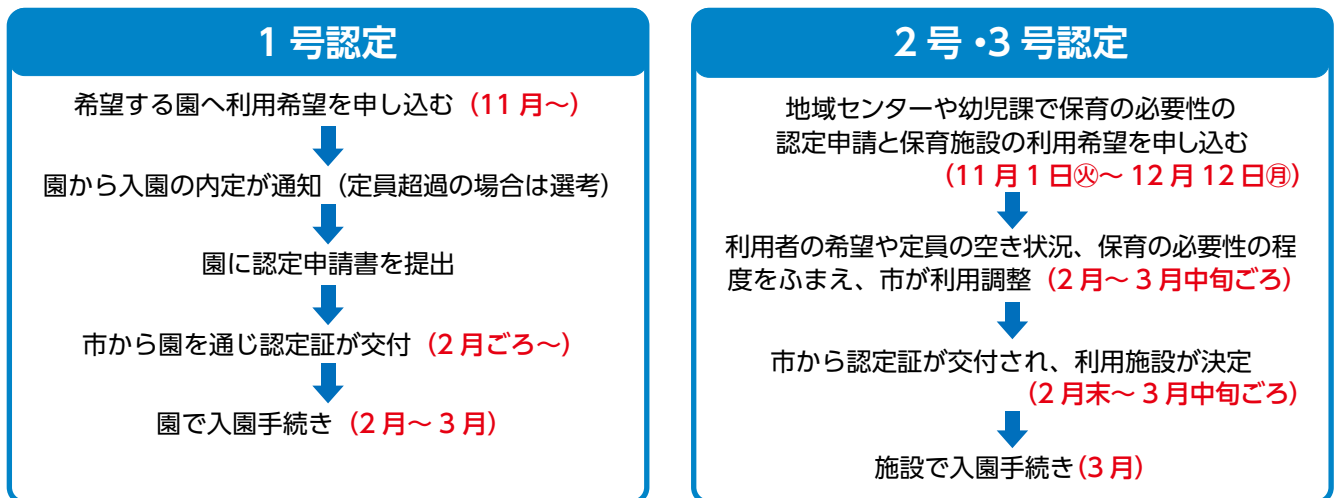


保育の必要性が認められる条件

- ① 就労 ② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病・負傷・障害 ④ 親族の介護・看護 ⑤ 虐待、DV ⑥ 災害復旧 ⑦ 求職活動 ⑧ 就学(職業訓練を含む) ⑨ 育児休業
- をする際に、すでに保育利用中の子どもを引き続き保育することが必要であると認められる

認定区分に応じた手続きを

来年4月から利用を希望する場合は、次の手続きが必要です。



来年1月までに保育の利用を希望する場合は**利用希望月の前月10日までに**、来年2・3月に保育の利用を希望する場合は**12月12日(祝)までに**、利用希望の申込書などを提出してね!

※幼児教育・保育の無償化は、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」をご覧ください。